２教教発第12167号

令和２年10月19日

各利用団体　様

　教育総務課長

学校施設開放における体育館ご利用の注意点について（通知）

日頃から、学校施設開放事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

　学校施設開放において体育館をご利用になる際、下記の点にご注意いただきますようお願いいたします。

　ご理解とご協力をお願いいたします。

記

１　体育館の床には、ガムテープを貼らないでください。

※ガムテープを剥がす際、床がささくれ立つ場合があります。

養生テープ、マスキングテープは使用可。

　２　体育館の床は、水拭き及びワックスがけをしないでください。

　　　　※床が傷む原因となります。

　３　バレーボールの支柱等重い物を運ぶ時は、引きずらないでください。

　　　　※床が傷つく原因となります。

担当：教育総務部副参事（教育地域力担当）丹野

教育総務課教育地域力推進担当　杉原　小林　森川

電話：５７４４－１４４５